

改正

令和7年3月31日告示第200号

盛岡市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱

(目的)

第1 地域におけるこども食堂等事業の実施を通じて、多様かつ複合的な困難を抱えるこども及びその家庭を適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制の強化を図るため、こども食堂等事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、「こども食堂等事業」とは、地域のこども及びその保護者に対し、無料又は低額な料金で、温かい食事の提供又は弁当、食品若しくは文房具、生理用品等の配布若しくは配達を行う事業（営利活動に該当するものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市の区域内においてこども食堂等事業を実施する政治活動又は宗教活動を目的としない団体とする。

2 補助対象者は、こども食堂等事業を実施する際は、その活動において、概ね18歳未満の者で支援が必要であると市長が認めた者を発見し、及び支援機関につなげるよう努めるものとする。

3 補助対象者は、前項の規定による対応を行ったときは、盛岡市子ども青少年課に対し、その内容についての情報を報告するものとする。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第4 第1に規定する経費は、補助対象者がこども食堂等事業（第3第2項の規定による発見等及び第3第3項の規定による報告を含む。）を行う場合に要する賃金、報償費、消耗品費、食材費、食糧費、燃料費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費とし、これに対する補助額は、当該経費から寄附金その他の収入額を控除した額とする。ただし、その額がこども食堂等事業を実施した月数に5万円（補助金の交付を受けようとする年度の前年度以前において、こども食堂等事業が実施された実績がある小学校の通学区域内で実施した場合にあっては4万円。以下同じ。）を乗じて得た額を超えるときは、こども食堂等事業を実施した月数に5万円を乗じて得た額を限度とする。

(補助の実施期限)

第5 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期間の延長又は繰上げをするこ

とがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) こども食堂等事業の実施により、食事の提供又は弁当、食品若しくは文房具、生理用品等の配布若しくは配達を受けた人数
- (2) 当該補助金に係るこども食堂等事業を実施した者の数
- (3) 第3第3項の規定による報告の件数
(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

制定文 抄

令和6年4月1日から適用する。

改正文 (令和7年告示第200号抄)

令和7年4月1日から施行する。

別表 (第7関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部	別に定める。
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1 部	変更が生じた日から30日以内又は変更が生じた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1 部	中止(廃止)が生じた日から15日以内又は中止(廃止)が生じた日の

			属する年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 実績報告書 3 収支決算書 4 領収書の写しその他支出を証する書類 5 その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部	完了から45日以内又は完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1 部	補助金額確定通知を受領した日から起算して15日以内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1 部	支払いを希望する日の15日前
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1 部	財産を処分しようとする日の30日前